

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 要項

1. 申請受付期間

令和2年6月1日（月）～6月10日（水）8：30～17：00（必着）

2. 申請書の提出手順・提出先

- ① Web class からダウンロードした申請書・誓約書（Excel ファイル）に記入し，Web Class から提出してください。（ログインできない方は，所属キャンパスの教務担当へお問合せください）
- ② Web Class に提出した申請書・誓約書を印刷し，各自の申請に必要な書類とあわせて，所属キャンパスの下記担当へ持参または郵送で提出してください。印刷できない場合は，その旨を書いたメモを証明書類の一番上につけてください。
※窓口では書類の受領を行う場合，その場での書類の確認はいたしません。

3. 対象者

山形大学の学部学生・大学院生で，文部科学省「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きP.5の支給対象者の要件（基準）を満たす者

※要件を満たさない場合でも，大学が困窮の度合いを総合的に判断して，支給対象者となる可能性があります。該当する要件に合わせて書類を提出してください。

4. 必要書類について

- 「学生支援緊急給付金申請書」と「誓約書」は，Web Class で提出後，印刷して提出してください。（日本学生支援機構の奨学生は，振込先口座を記入する必要はありません）
- 申告内容に虚偽があった場合は，給付金を返還していただくことがあります。
- 要件に関する証明書類等については，文部科学省「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きP.6-7をよく確認してください。
- 提出する証明書類等には，書類の右上に，当てはまる要件の番号を記入して，どの要件を証明する書類かわかるようにしてください。
- 手引きに示してある証明書類がやむを得ない事由により提出が困難な場合は，申請書の申し送り事項欄に，事情を記入してください。
- すべての要件を満たさなくても，経済的に困窮しているという場合は，申請書の申し送り事項欄に，事情を詳しく記入してください。

5. 問い合わせ先・提出先

《申請に係る問い合わせ先》

山形大学エンロールメント・マネジメント部学生支援課

TEL. 023-628-4015, 4016, 4840 E-Mail. k-gakumu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

《書類の提出先・日本学生支援機構の既存奨学金制度に係る問い合わせ先》

小白川キャンパス	学生・キャリア支援課奨学担当	TEL：023-628-4138 〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12
飯田キャンパス	学務課学生支援担当	TEL：023-628-5176 〒990-9585 山形市飯田西二丁目2-2
米沢キャンパス	学務課学生支援担当	TEL：0238-26-3017/3018 〒992-8510 米沢市城南四丁目3-16
鶴岡キャンパス	学務課学務担当	TEL：0235-28-2804 〒997-8555 鶴岡市若葉町1-23